

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○農業委員会交付金配分基準規則の一部を改正する規則

(農業振興課)

一

### 告 示

○有害図書類の指定

(共同参画社会推進課)

一

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定

(障害福祉課)

二

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退

(同)

二

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更(二件)

(同)

二

○認証食品の認証(二件)

(食産業振興課)

二

○県営土地改良事業換地計画の縦覧(二件)

(農村整備課)

三

### 選挙管理委員会

○政治団体の届出

三

○政治団体の届出事項の異動届

四

○政治団体の解散届

四

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分)

四

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)

五

○資金管理団体の届出

五

## 規 則

農業委員会交付金配分基準規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十七日

○宮城県規則第七十九号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

## 告 示

農業委員会交付金配分基準規則の一部を改正する規則  
農業委員会交付金配分基準規則(昭和六十年宮城県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。  
第三条第二項及び第三項中「調査」を「農林業センサス」に改める。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県告示第十三十九号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十五年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	エキサイティングマックス! 2014 1月号	(株)ぶんか社
二	雑誌	0209111 黄金のGT 2014 1月号	(株)晋遊舎
三	雑誌	12259101 aya 2013 12月号	(株)宙出版
四	雑誌	18815112 微熱SUPERデラックス 2013 12月号	(株)セブン新社
五	雑誌	07689112 BOY'Sピアス 2014 1月号	(株)マガジン・マガジン
六	雑誌	18161101 禁断Loversジュリエッタ vol.1	(株)ぶんか社
七	雑誌	08578112 別冊週漫スベシヤル 2014 1月号	(株)芳文社
八	コミック	17929101 アイドルのハレレム 57630113	(株)竹書房

### 二 指定理由

○宮城県告示第千四十一号

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十五年十一月二十一日次の者を指定した。

平成二十五年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
高橋 智子	脳神経外科	医療法人社団仙石病院	東松島市赤井字台五十三番地七
松浦 真樹	消化器内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
沖津 尚弘	耳鼻咽喉科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
田上 佑輔	内科・外科	やまと在宅診療所登米	登米市迫町佐沼下田中二十五番地
木村 俊靖	脳神経外科	北原ライフサポートクリニック 東松島	東松島市川下字内響百三十二番地三十二
関野 慎	人工透析内科	医療法人宏人会石巻クリニック	石巻市錦町六番四十五号

○宮城県告示第千四十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十五年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
武田 久尚	循環器科	総合南東北病院	岩沼市里の杜二丁目二番五号
高田 雄介	耳鼻咽喉科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四番地
渡辺 茂	リハビリテーション科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地

○宮城県告示第千四十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十五年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
山田 紀広	内科・心療内科	やまだクリニック	巨理郡巨理町字下小路十六番一	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八番地一
椎葉 健一	外科	石巻市立病院開成仮診療所	石巻市南境字新小堤二十五番地一	地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山四十七番一
菅野 孝幸	内科	仙塩利府病院	宮城県利府町青葉台二丁目二番百八号	吉岡QQクリニック	黒川郡大和町吉田字高田東十一番地

○宮城県告示第千四十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十五年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称		所属医療機関の所在地
	新	旧	
廣木 貞一	医療法人五葉会山本クリニック	医療法人五葉会山本外科内科医院	岩沼市中央二丁目三番十二号

○宮城県告示第千四十四号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十五年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証 番号 百四十 三	品 目 杵つきも ち	申請者の氏名 又は 名 称 有限会社耕谷アグリ サービス代表取締役 佐藤富志雄	製造業者の名称 又は 屋 号 有限会社耕谷アグリ サービス加工工場	製造所等の所在地 名取市下増田字土手東二十三 番地
----------------------	------------------	--	---	---------------------------------

二 認証年月日

平成二十五年十二月十日

○宮城県告示第千四十五号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十五年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証 番号 百八十 二	品 目 しそ巻き (みそ)	申請者の氏名 又は 名 称 七福 代表 佐々木 米子	製造業者の名称 又は 屋 号 七福	製造所等の所在地 大崎市三本木字西沢十八番地 十
二百八	しそ巻き (みそ)	七福 代表 佐々木 米子	七福	大崎市三本木字西沢十八番地 十

二 認証年月日

平成二十五年十二月十日

○宮城県告示第千四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業東和地区（二良根分区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年十二月二十日から平成二十六年一月二十八日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市東和総合支所

○宮城県告示第千四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業宮崎北部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年十二月十八日から平成二十六年一月二十三日まで

三 縦覧場所

加美町役場

選挙管理委員会

○宮選管告示第百四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。

平成二十五年十二月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

赤間ゆきお後援会 千葉 繁夫 赤間 佐一 宮城県松島町初原字焼林一〇一三 平成二十五年十一月十八日

伊藤ひとし後援会 伊藤 均 伊藤 幸江 宮城県松島町磯崎字西ノ浜七九一三 平成二十五年十一月十九日

首藤博敏後援会 首藤 博敏 首藤 博敏 石巻市桃生町新田字新壘八八一二 平成二十五年十一月八日

前原吉宏後援会 齋藤 利春 前原 吉宏 遠田郡美里町藤ヶ崎町四六一二 平成二十五年十一月十一日

○宮選管告示第百四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。  
平成二十五年十二月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

自由民主党米山支部 主たる事務所の所在地 登米市米山町中津山 平成二十五年十一月二十八日

自由民主党宮城県小売酒販支部 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区落合二丁目一六一七 平成二十五年十一月十五日

自由民主党宮城県参議院選挙区第二支部 会計責任者の氏名 岩沼 宏幸 熊谷 美佳 平成二十五年十一月五日

自由民主党宮城県第五選挙区支部 主たる事務所の所在地 石巻市大街道北三丁目一八〇 石巻市湊字田町七四 平成二十五年十一月十一日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

愛と緑と活力ある県政研究会 代表者の氏名 五十嵐良一 平岡 清春 平成二十五年十一月二十日

阿部かほる後援会 会計責任者の氏名 古仲 朋 赤間 祐太

代表者の氏名 添田 紀子 小野 みわ 平成二十五年三月二十二日

伊藤ゆうこ後援会 会計責任者の氏名 阿部 一雄 添田 紀子

主たる事務所の所在地 加美郡加美町上狼塚 加美郡加美町葉切谷 平成二十五年十一月二十二日

MSS政策研究会 代表者の氏名 石川 秀行 柴崎 満 平成二十五年十一月一日

代表者の氏名 松原 祐介 狩野 幸紀

大久保三代連合後援会 主たる事務所の所在地 石巻市渡波下榎壇三 遠田郡涌谷町字新町 裏一五四 平成二十五年十一月五日

吉川ひろやすを囲む会 会計責任者の氏名 長岡 大 石田賢太郎 平成二十五年十一月二十日

くまがい大後援会 会計責任者の氏名 岩沼 宏幸 熊谷 美佳 平成二十五年十一月五日

島田金一後援会 会計責任者の氏名 島田美保子 島田 金一 平成二十五年十一月二十八日

被災者・県民がきずくあったかい宮城の会 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区五橋一 仙台市青葉区国分町 三三八一 平成二十五年十一月十一日

よしだ二郎後援会 代表者の氏名 鈴木 修 一條 守 平成二十五年十一月五日

○宮選管告示第百四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。  
平成二十五年十二月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

島田金一後援会 代表者の氏名 山本 正二 平成二十五年十一月二十八日

○宮選管告示第百四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと

おり公表する。

平成二十五年十二月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位: 円)

(その他の政治団体)

鳥田金一後援会

報告年月日 25. 11. 28 (25. 11. 28解散)

1 収入総額

2 支出総額

0

0

○宮選管告示第百五十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十五年十二月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨 (単位: 円)

(その他の政治団体)

鳥田金一後援会

報告年月日 25. 11. 28 (25. 11. 28解散)

1 収入総額

2 支出総額

0

0

○宮選管告示第百五十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十五年十二月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出をした者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

届出年月日

名

首藤 博敏 石巻市議会議員 首藤博敏後援会

石巻市桃生町新田 首藤 博敏 平成二十五年十一月八日  
字新墾八八十二